第９号議案

蒲郡市青少年問題協議会条例の一部改正について

蒲郡市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成２６年２月２１日提出

蒲郡市長　　稲　葉　正　吉

蒲郡市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方青少年問題協議会法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

蒲郡市青少年問題協議会条例（昭和３０年蒲郡市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「法第３条第３項の規定により、学識経験がある者で任命された」を「前項の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　関係行政機関の職員

⑵　青少年健全育成に関係する団体の者

⑶　学識経験者

第３条第１項を次のように改める。

協議会に会長１人及び副会長２人を置き、委員の互選によって定める。

第３条第２項中「会長は」の次に「、協議会を代表し」を加え、同条第３項中「委員の互選とし」を削る。

第６条を第７条とする。

第５条第２項中「関係行政機関の職員」を「市職員」に改め、同条を第６条とする。

第４条第２項及び第３項中「任命」を「委嘱」に改め、同条を第５条とする。

第３条の次に次の１条を加える。

（顧問）

第４条　協議会に顧問を置くものとする。

２　顧問は、市長をもって充てる。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。